

調査計画

1 調査の名称

社会保障生計調査

2 調査の目的

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）の家計収支の実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）
被保護世帯

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約1,100世帯（母集団の大きさ：約160万世帯）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

被保護者調査（一般統計調査）の結果等に基づく全国の被保護世帯の情報を母集団情報とし、全国を12のブロックに分け、各ブロックで都道府県、政令指定都市及び中核市の中から1～5か所を調査対象自治体として選定し、当該自治体内の被保護世帯約1,100世帯を報告者^(注)として抽出する。

(注) 被保護世帯のうち、生活扶助を受けていない世帯、世帯分離している世帯、世帯人員が6人以上の世帯、耕地0.1ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯、林業、漁業、その他の事業を営む者のいる世帯、保護施設・寮等において賄いを共通としているなど集団的共同生活を営んでいる世帯、賄い付きの同居人のいる世帯、その他不適当と認められる世帯を除く。

※ 詳細は、別添1「社会保障生計調査の標本設計について」を参照。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査事項一覧を参照）

① 世帯の状況（世帯類型、住居の種類、世帯員の状況、保護の決定状況等）

② 家計簿

[集計しない事項の有無] 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

毎年4月1日～3月31日の1年間（各月の状況について調査）

6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査系統

① 福祉事務所を設置しない町村

厚生労働省－都道府県－都道府県が設置する福祉事務所－調査員－報告者

② 市（政令指定都市及び中核市を除く。）、特別区及び福祉事務所を設置する町村

厚生労働省－都道府県－市区町村－市区町村が設置する福祉事務所－調査員－報告者

③ 政令指定都市及び中核市

厚生労働省－市－市が設置する福祉事務所－調査員－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（ 政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

① 世帯の状況は、福祉事務所が記入する。

② 家計簿は、調査員から報告者に対して、訪問により調査票を配布し、後日調査票を回収する留置方式により行う。

7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、調査実施月の末日。

8 集計事項

別添2「集計事項一覧」を参照。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

調査対象年度の翌年度の3月までに公表

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

本調査は、被保護世帯を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

・記入済み調査票 : 1年

・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体 : 常用

(2) 保存責任者

厚生労働省社会・援護局保護課長

社会保障生計調査の標本設計について

1 標本設計の基本的な考え方

全国の被保護世帯の情報を母集団情報として、全国を複数の地域ブロックに層化し、各ブロック内の自治体から調査対象とする自治体を抽出した上で、調査対象自治体内の被保護世帯から1,100世帯を調査世帯として抽出する。

なお、社会保障生計調査（以下「本調査」という。）は、生活保護基準検証の基礎資料として主に活用されることから、基準検証に資する代表的な被保護世帯（下記3（3）のアからクに該当する世帯を除いた世帯。以下同じ）の家計収支の実態を明らかにする必要がある。このため、本調査の調査世帯の抽出にあたっては、地域等ごとに偏りが生じないように配慮しつつ、調査対象自治体において、管内の被保護世帯の生活実態や状況を十分に承知している福祉事務所の意見を踏まえ、代表的な被保護世帯を有意抽出する。

2 母集団情報及び調査世帯数

（1）母集団情報

被保護者調査（一般統計調査）の結果等に基づく全国の被保護世帯の情報を母集団情報とする（令和2年4月時点：約163万世帯）

（2）調査世帯数

1,100世帯とする。

※ 調査世帯数算定の詳細は、別紙のとおり。

3 標本抽出の方法

社会保障生計調査の標本抽出は、地方自治体を第1次抽出単位、被保護世帯を第2次抽出単位とする層化2段階抽出法により調査世帯を抽出する。

（1）層化基準

全国を以下の12のブロックに層化する。

- ①北海道地区：北海道（1道）
- ②東北地区：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県（6県）
- ③関東Ⅰ地区：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（1都3県）
- ④関東Ⅱ地区：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県（5県）
- ⑤北陸地区：新潟県、富山県、石川県、福井県（4県）
- ⑥東海地区：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県（4県）
- ⑦近畿Ⅰ地区：京都府、大阪府、兵庫県（2府1県）
- ⑧近畿Ⅱ地区：滋賀県、奈良県、和歌山県（3県）
- ⑨中国地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（5県）
- ⑩四国地区：徳島県、香川県、愛媛県、高知県（4県）
- ⑪北九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県（4県）
- ⑫南九州・沖縄地区：熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（4県）

（2）第1次抽出（調査対象自治体の抽出）

調査対象とする自治体を、各ブロック内の都道府県（政令指定都市と中核市を除く）、政令指定都市及び中核市の中から1～5の自治体を抽出する。

※ 各ブロック内の調査対象自治体は、調査事務の負担軽減及び公平性を考慮し、原則2年毎のローテーション形式の実施とする。

ただし、全国で消費水準が最も高くかつ被保護世帯が最も多い東京都（八王子市を除く）は毎年実施とする。

（3）第2次抽出（調査世帯の抽出）

調査対象自治体内において、「4 調査世帯数の配分」により配分された数の調査世帯を抽出する。抽出にあたっては、調査対象自治体内における、管内の被保護世帯の生活実態を踏まえ、

次のいずれかに該当する世帯を除き、代表的な被保護世帯を抽出する。

- ア 生活扶助を受けていない世帯
- イ 世帯分離している世帯
- ウ 世帯人員が6人以上の世帯
- エ 耕地0.1ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯
- オ 林業、漁業、その他の事業を営む者のいる世帯
- カ 保護施設・寮等において賄いを共通しているなど、集団的共同生活を営んでいる世帯
- キ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ク その他不適当と認められる世帯（生活保護法第60条（※）の生活上の義務を果たしていない世帯や入院中の世帯など）

※ 生活保護法第60条（生活上の義務）

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

なお、抽出された調査世帯のうち、年度途中で脱落した世帯は、結果精度を確保するため、その代替りの世帯を抽出する。

4 調査世帯数の配分

- (1) 基準抽出率（調査世帯数／調査対象自治体の母集団世帯数）により、調査世帯数を調査対象自治体別に比例して配分する。
 - ※1 調査対象自治体の調査事務量を均等化するため、1調査対象自治体当たりの最低配分数を設定する。
 - ※2 被保護世帯の多い調査対象自治体の調査世帯数が過大にならないよう、抽出率を調整する。
- (2) 上記（1）により配分された調査世帯数について、各調査対象自治体内の生活保護法の級地ごとの被保護世帯数に比例して配分を行う。
- (3) 上記（2）で配分された級地ごとの調査世帯数について、「2人以上の世帯」と「単身世帯」に分けて、半分ずつ配分を行う。
 - ※ 配分の結果、差分が生じた場合は、端数処理など調整を行う。

5 母集団推計について

本調査は、有意抽出のため母集団推計は行わない。

社会保障生計調査における必要標本数について

1 標準誤差率の算出

「2人以上世帯」及び「単身世帯」のそれぞれについて、消費支出額の1世帯あたり1か月あたりの平均、その標準誤差及び標準誤差率については、次の式で推定。

(1) 平均

$$\mu = \frac{\sum_{t,i} X_{t,i}}{N}$$

i : 対象世帯

t : 対象月

$X_{t,i}$: 世帯 i の t 月の消費支出額

N : 有効回答数 (= $\sum_{t,i} 1$)

(2) 平均の標準誤差

$$\sigma = \sqrt{\frac{Var}{N}}$$

$$\left(Var = \frac{\sum_{t,s,i} (X_{t,i} - \mu)(X_{s,i} - \mu)}{N} \right)$$

i : 対象世帯

t, s : 対象月

$X_{t,i}$: 世帯 i の t 月の消費支出額

N : 有効回答数 (= $\sum_{t,i} 1$)

(3) 平均の標準誤差率

$$\frac{1}{\mu} \sqrt{\frac{Var}{N}}$$

2人以上の世帯及び単身世帯の消費支出額の標準誤差等 (平成30年度調査)

	N (有効回答数)	μ (平均)	\sqrt{Var}	σ	標準誤差率
2人以上世帯	5,759	151,528	160,094	2,110	1.39%
単身世帯	6,142	100,574	90,696	1,157	1.15%

2 必要標本数の算出

(1) 目標精度

目標精度は、「2人以上世帯」及び「単身世帯」のそれぞれについて、消費支出額の平均に関する95%信頼区間が平均±3%に納まること、すなわち、標準誤差率を1.53% (= 0.03/1.96) 以下とすることを目標とする。

(2) 必要有効回答数

目標精度の確保のために必要な有効回答数は、平成30年度調査の実績による \sqrt{Var} と μ を用いて次式により算出すれば、2人以上世帯で4,513、単身世帯で3,852となる。

$$\left(\frac{\sqrt{Var}}{\mu \times 0.0153} \right)^2$$

(3) 必要標本数

必要標本数の算出にあたっては、次の①、②を計算の前提とする。

- ① 平成30年度調査における有効回答数は11,901であり、標本数1,100世帯に対する比率は10.82 (= 11901/1100)。これを便宜的に「有効回答率」と呼ぶ。

(※ 各世帯に最大12月の調査を実施しているため、有効回答数は1世帯につき最大12となる。)

- ② 平成30年度調査における有効回答数のうち、「2人以上世帯」の割合は48.4%、「単身世帯」の割合は51.6%となった。

このことから、必要標本数の算出は、「2人以上世帯」の割合が40%の場合と「単身世帯」の割合が40%の場合の2ケースについて行う。

(※ 平成30年度の被保護者調査の結果によれば、全被保護世帯のうち単身世帯の割合が8割程度となっているといった状況から、単身世帯に標本が偏り、2人以上世帯の標本数が不足することのないよう留意する必要がある。)

これらに基づいて必要標本数を計算すると次の通り。

- 「2人以上世帯」の割合が40%の場合：

「2人以上世帯」の必要有効回答数 / (有効回答率 × 「2人以上世帯」の割合) = 1,043

- 「単身世帯」の割合が40%の場合：

「単身世帯」の必要有効回答数 / (有効回答率 × 「単身世帯」の割合) = 891

(※ 端数切上げ)

以上より、調査標本数は1,100世帯程度が妥当である。

社会保障生計調査 結果表一覧

< 家計簿（2人以上世帯）－収入 >

- 第1表 2人以上世帯の1世帯当たり平均収入金額、級地・世帯類型・世帯業態（2区分）・世帯人員・収入項目別
- 第2表 2人以上世帯の1世帯当たり平均収入金額、世帯類型・加算の種類別

< 家計簿（2人以上世帯）－支出 >

- 第3表 2人以上世帯の1世帯当たり平均支出金額、級地・世帯類型・世帯業態（2区分）・世帯人員・支出項目別
- 第4表 2人以上世帯の1世帯当たり平均支出金額、世帯類型・加算受給の種類別

< 家計簿（単身世帯）－収入・支出 >

- 第5表 単身世帯の1世帯当たり平均収入金額、級地・世帯類型・収入項目別
- 第6表 単身世帯の1世帯当たり平均支出金額、級地・世帯類型・支出項目別

< 世帯の状況 >

- 第7表 世帯数、世帯業態（5区分）・級地・世帯類型別
- 第8表 世帯数、級地・世帯類型・世帯人員別
- 第9表 世帯数、級地・住居の種類・世帯人員別
- 第10表 世帯数、級地・保護の決定状況別
- 第11表 世帯人員、級地・性・年齢階級別
- 第12表 世帯人員、級地・続柄別
- 第13表 世帯人員、級地・在学（所）の状況別
- 第14表 世帯人員、級地・年金受給の有無別
- 第15表 加算受給者数、加算の種類・級地別
- 第16表 就労人員、級地・就労収入階級・職種・就労日数別

【調査事項一覧】

調査名 社会保障生計調査

1	級地
2	世帯類型
3	住居の種類
4	世帯員の世帯主との続柄
5	世帯員の性別
6	世帯員の出生年月
7	世帯員の業態
8	世帯員の主な仕事内容と職種
9	世帯員の今月の就労日数
10	世帯員の就労収入
11	世帯員の在学（所）別状況
12	世帯員の年金等受給の有無
13	世帯員の加算の受給状況
14	最低生活費-生活扶助
15	最低生活費-生活扶助-（再掲）加算額
16	最低生活費-住宅扶助
17	最低生活費-教育扶助
18	最低生活費-一時扶助
19	最低生活費-計
20	収入認定額-就労収入
21	収入認定額-就労以外の収入
22	収入認定額-計
23	控除額-実費控除
24	控除額-勤労控除
25	控除額-その他の控除
26	控除額-計
27	現金収入および現金支出-品目
28	現金収入および現金支出-収入額
29	現金収入および現金支出-収入額-誰によるつとめ先収入か
30	現金収入および現金支出-支出額
31	現金収入および現金支出-支出額-事由
32	月賦・掛買い又は現物-品目
33	月賦・掛買い又は現物-見積額
34	月賦・掛買い又は現物-入手事由
35	月賦・掛買い又は現物-用途